

出展に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伝統的工芸品及び伝統的特産品並びに高知県ならではの地域資源（自然、歴史、文化など）との関連性が明確で、高知県を魅力的に伝えられる製品（以下「伝統的工芸品等」という。）を製造するれんけいこうち広域都市圏に所在する事業者の伝統的工芸品等の国内外への販路開拓、ブランド化の推進等を図るため展示会への出展実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人又は一般財団法人

(展示会)

第3条 この要領において「展示会」とは、HandMade In Japan Fes' 冬（2026）とする。

(出展対象者)

第4条 出展対象者は、高知市に本社その他これに類するものを有する中小企業者等、個人事業主又は同等の活動ができるグループとし、以下に掲げる各号に該当する者とする。

- (1) 高知市又は高知市とれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結する市町村に本社その他これに類するものを有する中小企業者等、又は個人事業主で製造された製品のうち、次表に掲げるものの製造を行う者

伝統的工芸品及び伝統的特産品並びに高知県ならではの地域資源（自然、歴史、文化など）との関連性が明確で、高知県を魅力的に伝えられる製品

※ 冷凍・冷蔵商品は対象外です。常温で90日以上（発送時点で30日以上）日持ちするものが対象です。

- (2) 高知市税の滞納がない者
- (3) 国内外への販路拡大を目的とし、出展後の営業活動を行うことができる者
- (4) 国内外に販路拡大する際に必要な卸業者との取引がある者、又は取引を始めることができる者
- (5) 国内外に販売するために商品コストを設定している者
- (6) 原則として出展に係るれんけいこうちブース説明会等に全日程出席できる者
- (7) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (8) HandMade In Japan Fes' 冬（2026）出展に係る各規程を遵守できる者

2 前項に掲げる者のほか、高知市とれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結する市町村に本社その他これに類するものを有する中小企業等、個人事業主又は同等

の活動ができるグループであり、前項各号に該当する者として当該市町村から高知市に対し推薦された者も出展対象者とする。この場合において、前項第2号中「高知市」とあるのは、各市町村名に読み替えるものとする。

(募集方法)

第5条 出展対象者の募集に当たっては、展示会出展事業者募集要領に基づいて公募を行うこととする。

(出展条件)

第6条 出展できる者は、展示会出展者審査要領に基づいて採択された中小企業者等、個人事業主又は同等の活動ができるグループ（以下「出展者」という。）とする。

(出展期間)

第7条 出展期間は令和8年1月17日から令和8年1月18日までの2日間とする。

(出展商品)

第8条 出展商品は、原則、審査を行った商品を展示すること。ただし、ブース内で展示可能な範囲の商品に限る。

(経費負担)

第9条 出展小間料、小間装飾料、共通関連備品に要する経費（以下「出展小間料等」という。）は高知市が負担するものとする。なお、1事業者当たりの小間の広さや展示テーブルの大きさは出展事業者数、ブースの立地、ブース内の設計や商品の構成等により変動することがある。

2 出展者は、出展小間料等以外に出展者の独自備品、使用光熱水費、展示物保険料、商品の搬入・搬出経費、旅費や滞在経費など、商品構成に基づき出展のために必要な経費を負担すること。電気使用料は使用量に基づく負担とする。

3 その他定めのない事項については、別途協議するものとする。

(実績報告)

第10条 出展者は、出展終了から3か月後、6か月後及び12か月後にそれぞれ速やかに事業成果を高知市に報告しなければならない。

2 第4条第2項に該当する出展者については、原則、推薦を行った市町村を通じて高知市に事業成果を報告しなければならない。

(その他)

第11条 天災地変や社会情勢等の事情から、出展を変更又は中止する場合がある。また、開催期間中においても出展を中断・中止する場合がある。

附 則

この要領は、令和7年10月21日から施行する。